

## オンライン調査・よくあるご質問（平成28年12月改正）

### お使いのPCの環境について

#### Q 対応するOS等のバージョンは？

⇒対応するOSは Windows10、Windows8、Windows 7、WindowsVista で、Excel2007、2010、2013、2016 及び Adobe Reader7. 0. 9 以上が必要となります。

### ログインできない場合

#### Q オンライン調査システムにログインできない

⇒次の①～③に該当していないか確認願います。

- ① 調査票の受付は調査対象月の翌月 1 日からとなります。（1 月調査票は 2 月 1 日から受付）  
そのため、ID を初めて払い出された場合は翌月 1 日にならないとログイン出来ません。
- ② ①に該当しない場合、調査対象者 ID はオンライン調査用に払い出されたものでしょうか？  
事業所番号や旧電子申請用の ID ではログインできません。  
※平成 25 年 1 月分の発行以降は、調査対象者 ID の形式は「Y k j \* \* \* \* \* \* \* \* \* \*」  
（Y 大文字 k j 小文字 \* 部分は数字となります）です。  
平成 24 年 12 月分の ID 発行以前は、「YAKUJI \* \* \* \* \* \* \* \* \* \*」（\* 部分は数字となります）です。
- ③ 調査対象者 ID 及び確認コードが正しいのに「政府統計コード、調査対象者 ID または確認コードが誤っています。」のエラーが出る場合、政府統計コード欄に「9 NC 7」と入力しているかご確認願います。

#### Q 確認コードを紛失した

⇒初回ログインの際に確認コードの変更が必要となります。2 回目以降ログインする際に必要となりますので、確認コードの管理はご注意願います。

確認コードを紛失した場合、「sppind@mhlw.go.jp」までご連絡願います。  
(必ず調査対象者 ID をお知らせ願います。)

**調査票を送信できない (エラーメールを受信する)**

#### Q 調査票の送信手順がわからない

⇒「事業者システム操作手引書 (平成 28 年 12 月版)」第 4 部をご確認願います。  
(操作手順を画像で説明しています)

URL : [http://www.mhlw.go.jp/topics/yakuji/dl/manual\\_v6.3.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/yakuji/dl/manual_v6.3.pdf)

#### Q 受付状況の確認通知メールに「調査票一括登録できません」と記載がある

⇒この状態は、調査票データにエラーがあるため、データ送信が完了していない状況です。  
次の①～④に該当していないか確認願います。

##### ① 受付期間外

調査票の受付開始日は調査対象月の翌月 1 日からです。(1 月調査票は 2 月 1 日から受付)  
受付開始日以前の送信はできません。

また、新規調査対象者 ID が配布された月以前の月を遡って報告することはできません。

例) 1 月 28 日に調査対象者 ID を払い出された場合、2 月 1 日受付開始の 1 月分調査票から  
オンライン送信可能となり、12 月分以前の調査票は送信できません。

##### ② 事業者システムに調査対象者 ID が正しく入力されていない (操作手引書 P16 参照)

事業者システムに調査対象者 ID を入力する欄があります。(下図参照) 必ず調査対象者 ID を  
入力願います。

※平成 25 年 1 月分の発行以降は、調査対象者 ID の形式は「Y k j \* \* \* \* \* \* \* \* \* \*」  
(Y 大文字 k j 小文字 \* 部分は数字となります) です。

平成 24 年 12 月分の ID 発行以前は、「YAKUJI \* \* \* \* \* \* \* \* \* \*」(\* 部分は数字とな  
ります) です。

##### ③ 事業者システムに入力した事業者区分欄が正しくない (操作手引書 P17 参照)

都道府県宛に提出する場合は事業者区分が「製造所」となります。都道府県欄も提出先都道府  
県が表示されているかご確認下さい。(下図参照)

厚生労働省宛に提出する場合は区分が「製造販売事務所」となります。

薬事工業生産動態統計調査 事業者システム											
運用場所: 自社システム 担当者: 厚生 太郎	事業者区分: 製造所 提出方法: オンライン提出										
<b>④</b>	<b>③</b>										
<b>処理情報</b>	<table border="1"> <tr><td>年</td><td>2009</td></tr> <tr><td>月</td><td>10</td></tr> <tr><td>事業所番号</td><td>123456001</td></tr> <tr><td>都道府県</td><td>13 東京都</td></tr> <tr><td>調査対象者ID</td><td>012345678910112</td></tr> </table>	年	2009	月	10	事業所番号	123456001	都道府県	13 東京都	調査対象者ID	012345678910112
年	2009										
月	10										
事業所番号	123456001										
都道府県	13 東京都										
調査対象者ID	012345678910112										
<b>送付先情報</b>	<table border="1"> <tr><td>〒</td><td>100-8916</td></tr> <tr><td>住所1</td><td>東京都千代田区霞が関1丁目2番2号</td></tr> <tr><td>住所2</td><td></td></tr> <tr><td>送付先名称</td><td>厚生労働省 医政局 経済課 調査統計係</td></tr> <tr><td>その他</td><td></td></tr> </table>	〒	100-8916	住所1	東京都千代田区霞が関1丁目2番2号	住所2		送付先名称	厚生労働省 医政局 経済課 調査統計係	その他	
〒	100-8916										
住所1	東京都千代田区霞が関1丁目2番2号										
住所2											
送付先名称	厚生労働省 医政局 経済課 調査統計係										
その他											
	<b>②</b>										

④ ファイル形式が XML でない

オンライン調査システムは事業者システム Ver. 6 以上で作成した XML 形式のファイルでないと受付できません。事業者システム Ver. 6 以上ご利用の場合は提出方法が「オンライン提出」になっているかご確認願います。(前項図参照)

**2 件以上の事業所の報告書を同一の担当者が作成・報告する場合**

**Q** 調査対象者 ID は個別に必要ですか？

⇒調査対象ごとに ID が必要となります。

例) 下記 3 件の報告を同一担当者が処理する場合、①・②それぞれに調査対象者 ID が必要です。

①の調査対象者 ID でオンライン調査システムにログイン中に、②又は③の調査票データを送信してもエラーとなります。

- ① ○○ (株) 本社分 (製造販売事務所)
- ② ○○ (株) A 県工場 (製造所)
- ③ ○○ (株) B 県工場 (製造所) ※B 県はオンライン非対応

① 厚生労働省あて製造販売事務所用の ID 申請 → 付番後オンライン報告

② A 県あて製造所用の ID 申請 → 付番後オンライン報告

③ B 県はオンライン非対応のため、従来通り紙媒体か FD での提出となります。

注：事業者システムも報告対象分インストールが必要となりますので、操作手引書 P100～（バージョンアップの場合）又は P102～（複数のバージョンアップの場合）の方法で管理願います。

### ヘルプデスクについて

Q 操作手引書のとおり作業しても報告することが出来ない場合、何処に問い合わせればよいか？

⇒事業者システムを利用するに当たっての専用ヘルプデスク窓口を設けております。

オンライン調査システムの専用ヘルプデスクもございますが、不明な点は最初に薬事専用のヘルプデスク（下記リンク先参照）にお問い合わせ願います。

ヘルプデスク：[http://www.mhlw.go.jp/topics/yakuji/dl/jigyousya\\_hdsk.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/yakuji/dl/jigyousya_hdsk.pdf)